HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	外部監査およびコーポレート･ガバナンスに関する日仏比較
Author(s)	蟹江, 章; ジョソー, ジャック; ベルタン, エリザベート
Citation	經濟學研究, 52(3), 87-109
Issue Date	2002-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32266
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(3)_P87-109.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 52−3
北海道大学 2002. 12

外部監査およびコーポレート・ガバナンスに関する日仏比較

蟹江 章・ジャック ジョソー・エリザベート ベルタン[1)]

はじめに

近年，わが国において発生したいくつかの企業不祥事や上場企業の経営破綻は，わが国監査制度の有効性に疑問を生じさせ，あるいはまた，監査の機能や役割に関する議論を活発化させることとなった。こうした議論は，2002年1月25日に公表された新『監査基準』にも確実に反映されている。

アメリカで発生した，いわゆる「エンロン事件」を引き合いに出すまでもなく，監査制度および実務に関する疑問や批判は，わが国に固有のものではない。近年，フランスにおいても，監査制度をめぐって活発な議論が展開されている。とくに，企業の経営状況の悪化について，利用者に適切な警告を発することができなかったという点において，監査報告書の存在意義に疑問が呈された（Citron&Taffler, 1992；Bertin, 1999)。さらには，外部監査人の地位，職務の性格と限界ならびにその実施に要求される条件について，根本的な再検討がなされている（CNCC et COB, 1992, 1998; Campana, 1998；Bertin, 2000；Prat Dit Hauret, 2000；COB, 2001)。

「期待ギャップ」問題が示すように，外部監査人と監査報告書の利用者との間には，監査の役割に関する認識が必ずしも共有されているとはいえない。しかし，この問題を契機に，これまで監査の役割の枠外に置かれてきた，企業不正の発見・摘発ならびにいわゆるゴーイング・コンサーン問題を，監査の枠内に取り込むことについての共通認識が形成されつつある。

このように，監査報告書の利用者に対して，外部監査人がクライアントの財務諸表に含まれているかもしれない不正や基準違反を発見し，それらを実際に摘発できることを期待させ（De Angelo, 1981a；De Angelo, 1981b；Lee et Stone, 1995)，あるいはクライアントの存続能力を評価し，場合によっては注意を喚起することを期待させることになったとき，そうした期待に応えるために，外部監査人には一定の要件が求められることになるであろう。

外部監査人が，財務諸表に含まれている可能性のある不正や基準違反を発見できるか，あるいは存続能力を適切に評価できるかどうかは，監査人の全般的能力，とりわけ職務遂行に際して傾注された「監査努力」（effort d'audit）の水準に依存するであろう。他方，発見した不正等を実際に摘発できるか，あるいは存続能力に関する疑義についての注意喚起を行うことができるかは，監査人の独立性の水準，すなわち利害が対立する状況下において，監査人がクライアントからの圧力に抗し得る程度に依存すると考えられる（De Angelo, 1981a；De Angelo, 1981b)。

近年，日本では，公認会計士による外部監査が厳しい社会的批判に晒されてきた。フランスで

1）ジャック・ジョソー（JAUSSAUD, Jacques）＝ポー大学（Université de Pau et des Pays de l'Adour）経営大学院（Institut d'Administration des Entreprises；IAE)（フランス）教授，エリザベート・ベルタン（BERTIN, Elisabeth)＝フランソワ・ラブレ（Francçis Rabelais）大学経営大学院（フランス，トゥール）助教授。

も，外部監査人たる会計監査役（commissaire aux comptes）は，フランス・セメント（Ciments Français），クレディ・リヨネ（Crédit Lyonnais），抗癌研究協会（Associacion de Recherche-Conter le Cancer；ARC）などの企業等の不祥事が発生して以来，日本ほどではないにせよ社会からの批判を浴びている。国際的な比較研究は，こうした批判ないし問題提起が，法令および現行職業基準の枠組みという観点からも，実践的枠組みという観点からも，明らかに異なる文脈の中でなされているものであることを示唆するであろう。

本稿では，残念ながら，フランスと日本の外部監査のパフォーマンス自体についての直接的な比較分析を行うことができない。このため，われわれは，明らかに異なる文脈をもつこれら二国における，監査の制度的な枠組みを比較しようと思う。この研究は，日本においては，監査制度についての様々な改革案が検討される時に，そしてフランスにおいては，新経済調整法（Loi sur les Nouvelles Régulations Economiques）[2]が，コーポレート・ガバナンスおよび会計監査役の職務に影響を及ぼす場合に，特別な意味をもつことになろう。

以下では，はじめに理論的な観点から，コーポレート・ガバナンスにおける外部監査人の役割と，そこから生じる主要な問題点を検討する。次に，フランスと日本における監査の法的枠組みならびに職業基準を比較する。そして最後に，両国における実践的枠組みの対照を試みることにする。法的側面および実践的側面からという二つのレベルでの分析によって，日仏二国間における重要な差異が明らかになるであろう。

1. コーポレート・ガバナンスにおける外部監査人の役割：理論的観点からの考察

本節ではまず，外部監査人が複雑な代理関係の中心に位置するものであるということ示す（1.1）。その上で，エージェンシー理論の仮説を援用することで，監査人は自らの効用の最大化を図るために，時として裁量的行動をとると考えることができるということを明らかにする（1.2）。

1.1. 複雑な代理関係の中心に位置する監査人

外部監査人を導入することは，経営者を統制するための一つの手段である（Jensen & Meckling, 1976）。外部監査人は，企業の所有者から，経営者が作成する会計情報の監査と証明を委託された代理人として理解される。アングロ・サクソン系の研究の多くが，株主と経営者との利害対立の解消に当たっての，監査の役割を非常に重要視している。歴史的な分析を行ったもの（Watts & Zimmermann, 1983）もあれば，エージェンシー理論やゲーム理論に依拠しながら規範的モデルを展開するものもある（Ng, 1978；Ng & Stoeckenius, 1979；Envas, 1980）。さらに，実証的研究の結果に基礎を置くものもある（Kinney & Martin, 1994）。

しかし，企業の経営者は，多数の利害関係者を満足させなければならないと考えるならば（Cornell & Shapiro, 1987），株主−経営者関係だけを考慮するのでは十分ではないように思われる。企業は，複数の利害の中心に位置しており，すべての利害関係者が，企業経営の成果の分配を左右する会計情報の重要性について共通の認識をもっている。その時，監査人は，経営者と企業のその他の諸利害関係者との間のバランスをとるために，無視し得ない一つの重要な要素となるのである。われわれは，次のよう

2）「新経済調整法」（Loi sur Nouvelles Régulations Economiques），通称「NRE」法（2001年5月15日成立）は，株式会社のガバナンス構造の変更，会計監査役の職務範囲の拡大，少数株主権の強化，上場会社に対する環境情報・社会（従業員）情報開示義務の拡大・強化などを含む，経済活動のより一層の透明性の確保を目的とした法律。“fourre-tout”（がらくた箱）と揶揄されるように，非常に様々な領域における経済活動および構造の調整を目的とした法律のようである。

な意味で，非常に特殊で複雑なエージェンシー関係と対峙することになるであろう。すなわち，

(1)外部監査人という受託者に対して，複数の委託者（様々なカテゴリーに属するステークホルダー）が存在する，

(2)当該受託者は，ステークホルダーのもう一人の受託者たる経営者によって公表される会計情報の適正表示について監査することを職務とする，そして，

(3)委託・受託関係における非常に特殊なケースとして，外部監査人たる受託者は，委託者からではなく，被監査企業から報酬を得る。これによって，外部監査人が被監査企業に従属させられる潜在的危険性が生じることになるのである。

企業が公表する会計情報に関する外部監査人の監査報告書は，第三者にとって，企業を監督するための都合の良い道具である。それはまた，監査人がどのようにして職務を遂行したかを示すシグナルともなる。シグナリング理論によれば，Ackerlof (1970)，Spence (1974) および Ross (1977) の研究の延長線上において，シグナルにはいかなる曖昧さもあってはならず，そしてそれは適時に伝達されなければならないとされている。これらの研究は，監査報告書の構造および内容，さらにはその公表までの期間に関して，プロフェッションおよび一般大衆がどこに注目しているかを明らかにしている。監査報告書の公表時期の適時性について実施された統計調査 (Soltani, 1996 ; Ashton et al., 1987) によれば，最近数年間における平均期間の有意な改善が指摘されているが，その一方で，監査報告書に除外事項が含まれているか否かによって，公表までの期間に統計的に有意な差異があるという点も明らかにされている。

1.2. 監査人は，潜在的に機会主義的代理人か？

純粋に理論的な考察に基づけば，監査人が裁量的行動を選択するかもしれず，委託された監査職務を完全には果たさないという可能性を指摘することができる。また，いくつかの理論的研究 (De Angelo, 1981a ; De Angelo, 1981b ; Wallace, 1989 ; Cormier, 1991 ; Lee & Stone, 1995) によれば，監査の品質は，監査人がクライアントの財務諸表に含まれる不正または基準違反を発見する確率と，それらを摘発する確率の複合的確率として定義されている。前者の確率は，とくに専門的教育によって均質の技術的能力を有する監査人が，職務の実施において傾注した監査努力の水準に依存すると考えられる (1.2.1.)。他方，後者の確率は，クライアントに対する外部監査人の独立性の水準に依存するということができよう (1.2.2.)。

1.2.1. 監査人が傾注した監査努力の水準

企業の利害関係者は，監査人がその職務の実施に際して傾注した監査努力の程度に関して，倫理的リスクの問題に直面する可能性がある。監査業務は複雑であり，監査人は監査手続の選択に当たって，ある程度の自由を享受している。しかし，このことが，監査業務における監査努力の水準の評価を困難にしているのである。

こうした文脈において，戦略的代理人 (agent stratégique) としての監査人は，有効な監査に必要なすべての資源を投入せず，また，あらゆる努力を傾注しないという選択を行うことが可能である。クライアントは傾注された監査努力を観察することができないため，実際に行われた努力の程度に監査報酬を直接関連づけた効果的な契約を結ぶことができないのである。監査人は，結果債務 (obligation de resultat) ではなく手段債務 (obligation de moyens) を負うものであるため，監査努力の結果に依拠することが難しい。その上，観察可能な監査の結果が，「監査人の信念」をメッセージ化した監査意見の表明という形で示されることが，その妥当性の判断をより一層困難にしているのである。

ゲーム理論は，監査人がその職務について同意した努力の水準に関して，監査人の戦略的行

動をモデル化するためのフレームワークを提供した。Fellingham & Newman (1985) あるいはFellingham, Newman & Patterson (1989) のようないくつかの研究が，監査人とクライアント企業の経営者という，二人のプレーヤーによるゲームのモデルを提示している。彼らは，もし追加的な監査努力が行われれば，それは必然的にランダム戦略となるということを明らかにしている。すなわち，監査人は，最大の監査努力を意味する純粋戦略を自発的かつ経常的には決して選択しないだろうということである。つまり，国ごとに異なる規則および職業基準の枠組みは，傾注される監査努力の水準に影響を与えることを意図して設定されていると考えることができるのである。

さらに，シグナリング理論は，シグナルが信頼できるためには，誤ったシグナルの伝達が処罰される必要があるということを教えている。外部監査人にとって，誤ったシグナルを伝達することは，「高くつく」ことになるに違いない。この時，監査人に監査努力を傾注させ，そして正当な注意を払わせるための誘因に対して，様々な責任制度がどのようなインパクトをもつかが問題となろう。アメリカでは，アカウンティング・ファームが支払うことのできる賠償金の水準に応じて監査の品質が高まるとの指摘がある (Melumad & Thoman, 1990)。Narayanan (1994) およびChan & Pae (1996) は，監査人の実際の責任に処罰を明確に関連づける比例的責任制度が，監査人の責任とその他の関係者（他の監査人，経営者など）の責任を曖昧化させる共同責任制よりも，監査人による監査努力の傾注にとってより強い誘因となるであろうということを示唆している。

また，Watts & Zimmerman (1986) は，個人監査人にとっては，優れた品質の監査業務を提供しているということを証明するのは困難であると指摘している。この問題は，職業組織に加入することによって一部解決することができる。職業組織は，信頼性の付与という役割を演じ，加入している個人が当該組織によって設定された規則に違反した場合には処罰をすることができる。こうした職業組織は，構成員によって企業に提供されたサービスに関して，継続的あるいは臨時的な監督を行う権限をもつことになる。Grant, Bricker & Shiptsova (1996) は，監査の品質に対する職業規則および処罰の影響を明らかにしている。実験室で実施された一連の実験によって，彼らは，職業規則の設定なしに高い品質水準の監査を得ることの困難さを実証した。こうした規則が存在する時，提供される監査の平均的な品質水準が向上し，また，優れた品質の監査の提供が持続することが明らかにされているのである。

1.2.2. 監査人の独立性

経営者－監査人関係は，取引コスト理論 (théories des coûts de transaction)，資源従属理論 (théorie de la dépendance sur les ressources)，ならびに信頼および評判に関する研究に基づく理論によって分析することができる。

新たな監査契約は，各クライアントに対して，当該契約に固有の大きな導入コストを要求するものである。これらのコストは，とくに企業にかかわる知識の取得，ならびに貸借対照表勘定の詳細や不変な要素を含む永久監査調書の作成にかかわるものである。これらのコストは，他のクライアントの監査について再利用できない投資として理解できる。一旦これらの導入コストが負担されると，契約を結んだ監査人は，将来の監査について，競争相手に対してコスト面で優位性をもつことになる。すべての監査人が同様の技術的能力をもつ限りにおいて，初期監査市場が完全に競争的であるとしても，契約を結んでいることの優位性は，将来期間について完全な代用が存在しないことを意味している。競争の事後的効率性は，取引に固有の投資の実現によって再検討される (Williamson, 1985)。クライアントと契約を結んだ監査人と

の関係は，双方向独占（monopole bilatéral）となるのである（De Angelo, 1981b)。このことは，両者の関係が絶たれることによって，それぞれの当事者は，他の当事者に実質的なコストを課すことになるであろうということを意味する。したがって，両当事者は，確立された関係を維持しようとすることになるのである。

しかしながら，一方で，監査人とクライアントの間における力関係の不均衡が生じる可能性があるとも考えられる。この現象は，Goldman & Arlev（1974）によって最初に明らかにされた。次いで，Nichols & Price（1976）は，監査人とそのクライアントの間における，オープンで明白な利害の対立状況を研究するために，交換理論（théorie des échanges）を利用した（Emmerson, 1962)。しかしながら，両当事者間の力関係は，一般に表面化せず，稀にしか重大な対立には発展しないとの結論が得られている。また，Kato（1989）の分析は，従属理論（théorie de la dépendance）を用いることによって，Pfeffer & Salancik（1978）が切り開いた可能性へと見方を拡張することを可能にしている。Broye（1998）は，監査人の権限について考察するために，この分析枠組みを修正した。

これらの研究は，次のことを指摘している。すなわち，

(1)監査人の義務は，何よりもまず法的義務に対応しているのであり，企業の存続上の必要性に対応している訳ではない。逆に，アカウンティング・ファームあるいは個人監査人は，自らの活動の収益性，そしてしばしばその存続のために，クライアントによって支払われる報酬に直接依存する。監査人は，その独立性を維持するために，収益源を多様化する必要がある，

(2)アカウンティング・ファームは，一般に，専門的能力，企業に勝る豊富な実務経験ならびに監査技術によって利益を得る。これに対して，企業は会計基準の解釈に関するある程度の自由裁量から利益を得る。これが，監査職務の遂行に際して，監査人を困惑させることになる，ということである。

アカウンティング・ファームが特殊な専門的能力をもっている場合，あるいは特別な名声を得ている場合には，状況が逆になる可能性がある。したがって，名声の形成は，優れた監査を提供するというシグナルを発信する仕組みとして働くことになる。しかし，特定のアカウンティング・ファームの名声を測ることは非常に難しい。いくつかの実証研究は，アカウンティング・ファームの名声が，職業組織によってそれらに下されるかもしれない罰則に依存するということを示唆している（Palmrose, 1988)。さらに，ある特定の領域に特化したアカウンティング・ファームは，当該特殊領域に固有の経験および投資によって利益を得ることになる。それゆえ，そうしたアカウンティング・ファームは，相対的に高品質なサービスを提供することができる（Shockley & Holt, 1983 ; De Angelo, 1981b)。De Angelo（1981b）によれば，アカウンティング・ファームの規模が，実施された監査の質に対する暗黙の保証（assurance implicite）を与えるとされている。より多くのクライアントをもつ監査人は，他の事情が同じならば，ただ一つのクライアントを引き留めるために不正行為を行う誘因は小さい。さらに，いくつかの実証研究（Shockley, 1981 ; Knapp, 1991）が，監査報告書の利用者は，より大規模なアカウンティング・ファームがより良質の監査サービスを提供すると認識しているようである，ということを明らかにしている。

経営者と監査人の力関係に影響する可能性のあるもう一つの要素は，アカウンティング・ファームによる監査以外のサービスの提供にかかわるものである。アカウンティング・ファームは，それがもつ能力に基づいて，同一のクライアントに対して，有利な条件であらゆる補足的なサービスを提供することができる（Johnson &Lys, 1990)。会計情報の監査を行っている企

業に様々な助言サービスを提供することは，アカウンティング・ファームに対して（商業的レベルでもサービスの生産のレベルでも）規模の経済をもたらす。クライアント企業は，一方で，サービスの価格の低下によってこうした規模の経済から利益を得るであろうし，他方で，すでに当該企業を知っている職業的専門家から，より適切な助言を得ることによって利益を得るであろう。しかしながら，そうした関係が絶たれることによる機会コストが，とくにアカウンティング・ファームの観点から増大する危険がある。「エンロン事件」を引き合いに出すまでもなく，外部監査人は，補足的サービスに関連する収入を維持するために，監査職務の遂行において断固とした態度を取らなくなる危険性があるといわざるを得ないのである。こうした問題に対処するため，周知の通り，各国ごとに様々であろう職務に対する欠格事由という形での法的介入，ないしは監査業務の厳格な監視手続が正当化されることになるのである。

ここまでの議論は，多くの要素が監査人の独立性，そして監査人の判断の質に影響を与えているであろうことを垣間見せている。すでに見たように，少なくとも監査人の職務の内容，範囲および性格が，そしてまた，監査人の契約年数，監査人と経営者の関係，監査人が抱えている契約の数，同一のクライアントに対する売上高，アカウンティング・ファームの規模，司法または職業組織による監督の効力，監査人の選任方法および報酬の決め方，欠格事由等の職務の実施条件が重要である。

次節において，まず外部監査にかかわる法的枠組みならびに職業基準によって決定される要素を検討することによって，フランスと日本における外部監査環境の比較を行う（2.）。その上で，節を改め，コーポレート・ガバナンスの様式が監査の質にどのような影響を及ぼし得るかについて検討する（3.）。

2. フランスと日本における外部監査環境の比較研究

フランスにおける会計監査役の任命義務は，1863年5月23日付の法律以来規定されているが，計算書類の監査を近代化したのは，商事会社に関する1966年7月24日付法律（現在は商法（Code de Commerce）に統合されている）である。1983年4月30日付会計法，企業の経営難の予防に関する1984年3月1日付法律，連結計算書類に関する1985年1月3日付法律，ならびに1994年6月10日付法律のようなその後の法律が，会計監査役の役割，職務および関与領域をかなり統一，強化そして拡張した。こうした恒常的な発展は，会計監査役が，企業の健全な機能に欠かせない重要な要素であるということを確認するものである。このように，フランスにおける監査実務は，法令および会計監査役全国協会（Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes；CNCC）によって設定された基準によって枠組みが形成されているのである。CNCCは，1970年に創設され，1973年に国際会計基準委員会（IASC）の，そして1977年に国際会計士連盟（International Federation of Accountants; IFAC）の創設メンバーとなっている。

日本では，1949年に証券取引法によって公認会計士による外部監査制度が制定され，これに合わせて『監査基準・準則』が設定された。公認会計士による監査は，1970年代に相次いだ，株式会社による大規模な粉飾事件を受けて，1974年に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」，いわゆる「商法特例法」による「会計監査人監査」へと拡張されることとなった。

『監査基準・準則』は，その後の監査環境の変化に合わせて，数次に渡って改訂されてきた。1991年の改訂に際しては，これまでパブリック・セクターである企業会計審議会によってなされてきた具体的な監査手続にかかわる基準の作成

が，公認会計士の職業組織である日本公認会計士協会（Japanese Institute of Certified Public Accountants; JICPA）に委ねられたことによって，監査基準の職業基準としての性格がより明瞭になった。

なお，JICPAは1949年に創設され，1966年に公認会計士法上の特殊法人へと改組された。JICPAは，フランスのCNCCと同様，IASCおよびIFACの創設メンバーである。

1990年代におけるわが国経済状況の停滞に伴って相次いだ上場企業の経営破綻や，会計基準を軽視した行政指導を背景として，わが国企業が公表する英文アニュアル・レポートにかかわる監査報告書に「警句」の付記が求められるという異例の事態が発生した。このいわゆる「レジェンド」問題を発端として，プライベート・セクターとしての会計基準設定機関である会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan; ASBJ）が設立されることとなった。また，とくに，いわゆるゴーイング・コンサーン問題にかかわる監査上の対応を明確にし，日本の監査の質に対する海外投資家の懸念を和らげるために，2002年1月25日付で『監査基準』の全面的な改訂が実施された。そして，新『監査基準』の2003年3月期決算の監査への適用に向けて，JICPAによって具体的な監査手続基準の設定ならびに改訂が行われている。

われわれは，まずフランスと日本における外部監査人の職務の実施条件を対照し（2.1.），次いで，両国における職務の内容を比較する(2.2.)。ここでの目的は，監査の質が，フランスでよりも日本でよりしばしば問題とされる理由を説明するために，両国の監査における違いを浮き彫りにすることである。

2.1. 監査人の職務の実施条件と独立性

日本における公認会計士監査は，第一義的には，証券取引法に基づくいわゆる財務諸表監査として実施されている。それは，公開会社，5億円以上の有価証券を一般に募集または売り出す会社，ならびに株主の数が500人以上の会社に対して課せられているものである。また，商法特例法が，資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社に対して，商法上の監査役監査に加えて，公認会計士または監査法人を資格要件とする会計監査人による会計監査を義務づけている。なお，これらの二つの法律に同時に該当する会社は，それぞれの法律が課している条件にしたがわなければならない。ただし，監査実務上，それらの監査の間に実質的な違いはない。

一方フランスでは，今日，外部監査は，その規模や活動内容にかかわらず，すべての株式会社（société anonyme），株式合資会社（société en commandite par actions），簡易株式会社（société anonyme simplifiée）に，また，貸借対照表総額1,550,000ユーロ[3)]，売上高3,100,000ユーロ，または平均従業員数50人という三つの基準のうち，二つの基準を超える商事会社（société commerciale）に義務づけられている。さらに，大部分の金融機関ならびにその他の公的および民間機関にも外部監査が課せられている。商事会社については，フランスの方が日本よりも外部監査をより広く義務づけていることがわかる。

しかしながら，日本の立法者が，外部監査を義務づけられていない大半の株式会社を監査なしの状態に放置しているわけではない。商法は，計算書類ならびに取締役の業務の監査を職務とする監査役の選任を要求している。監査役は，会社の誰に対しても経営にかかわる情報の提供を要求することができるし，会社の書類を調査する権限ももっている。監査役は，株主総会に監査報告書を提出し，あらゆる違法または不正な事実を指摘しなければならない。商法特例法の適用会社は，3人以上の監査役を選任しなけ

3）単一通貨「ユーロ」（Euro）移行以前は，貸借対照表総額1千万フラン，売上高2千万フランとされていた。なお，法定のユーロ=フラン換算比率は，1ユーロ=6.55957フランである。

ればならず，彼らは監査役会を構成する。しかしながら，監査役として選任されるための要件としていかなる専門的能力も要求されておらず，独立性を確保するための実質的な措置が講じられてきたとはいい難い面がある。このため，監査役に選任されるのは，しばしば取締役会の元の構成員であり，取締役会のメンバーは，主として会社の元の従業員から昇任する。ただし，商法特例法の適用会社においては，3人以上必要とされている監査役のうち半数以上は，その就任以前に当該会社またはその子会社の取締役や使用人等となったことのない者，すなわちいわゆる「社外監査役」でなければならないとされている（商法特例法第18条第1項)。しかしながら，いずれにしても，監査役監査は，公認会計士による外部監査とは性格を異にするものであるといわなければならないであろう。

さて，監査主体にかかわるフランスと日本との共通点は，まず，監査人の選任規則，ならびに契約の更新が可能でありしばしば更新されているという事実に見出される。契約の更新は，両国の間にある任期の違いによる影響を緩和するものである。フランスでは，日本と同様に，血縁関係が職務受諾の禁止対象となっており，また，会計監査役の報酬は報酬規定にしたがって計算されるが，ある程度は交渉に任されている。

他方，両国間に見られる最も顕著な差異は，フランスにおける専門会計士（expert-comptable）と会計監査役という職業の明確な区別であろう。日本をはじめとするその他の大半の国においては，こうした会計専門職業の区別はなされていない。むしろ，外部監査人として選任されるための資格要件として，公認会計士などの職業的専門家であることが求められているのである。フランスでは，会計監査役の大半が同時に専門会計士であるとはいえ，専門会計士という職業と会計監査役という職業は明確に区別されている。しかしながら，フランスでも，日本をはじめとするその他諸国と同様，会計監査役の独立性を確保するための規定によって，同一会計監査役あるいは同一会計監査役会社[4]が，特定の企業において決算業務と監査証明を同時に行うことは禁じられている。

外部監査人としての欠格事由は，日本よりもフランスの方が厳格である。フランスでは，商法が，会計監査役の職務は，独立性を損なう恐れのあるあらゆる活動または行為，とくに教育以外での給与受給者としての雇用，あるいは商事活動と相容れないと規定している。こうした一般的な欠格事由に加えて，同法は，被監査企業との家族，個人あるいは財務的なあらゆる関係を禁じながら，いくつかの個別欠格事由を定めている。

こうした広範な禁止措置にもかかわらず，多角的な会計監査役会社の増加にともなって生じた監査人の独立性に対する影響に，必ずしも適切に対応できていないことが明らかになった。Le Portz報告（COB et CNCC, 1992）に基づいて，CNCCは，1993年7月に，税務，法律および情報処理の領域だけについて，会計監査役としての委託を受ける会計監査役会社グループが提供できるサービスを制限した。さらに，一つの会計監査役会社は，単一のクライアントに売上高のあまりに多くを依存してはならないとされた。報告書はまた，フランスで義務づけられている，連結計算書類の複数の会計監査役による監査は，異なる会計監査役会社グループのメンバーによって実施されるべきことを勧告している。

日本では，家族関係については，配偶者関係だけが職務受諾の禁止対象となっているに過ぎない。さらに，日本の外部監査人は，監査対象企業以外の企業における取締役の職を引き受けることを禁じられてはいない。また，被監査企業に対するコンサルティングサービスの提供も

4）フランスにおいては，いかなる形式によっても会計監査役会社を設立することができる。このため，株式会社の形をとっているものが多く見られる（蟹江[2001] p.48参照)。

明確には禁止されてはいない。

フランスでは，法律，規則ならびに職業倫理規則が，会計監査役に対して，独立していることならびに独立しているように見えることを義務づけている（CNCC, 1987)。会計監査役は，公明性と客観性をもって自らの職務を遂行できるように，独立の精神的態度を維持しなければならないというだけでなく，公明性と客観性にとって障害となると思われる可能性のある，現実のあらゆる関係から解放されていなければならない。会計監査役はまた，業務の一部を委託する専門家または同僚が，独立性の原則を遵守していることを確かめなければならない。こうした点については，日本の監査人についてもほぼ同様に考慮されているが，フランスにおける対応は，日本のそれと比べてより厳格であるように思われる。

フランスにおける会計監査役の独立性は様々な措置によって保証されているが，とくに，連結計算書類を作成している企業に二人の会計監査役の選任を要求していること，また，会計監査役の任期を6年としていることをあげることができよう。これらの措置に加えて，フランスにおける会計監査役の独立性確保の仕組みは，非常に厳格な職業倫理規則によって支えられており，また，会計監査役に対して，その独立性を保証するいくつかの欠格事由を定めている。

こうした立場は，IFAC（1980）やAICPA（1991）が取っている立場に近いものである。しかしながら，これらの非常に厳格な規則は，実務上，必ずしも効果をあげているとはいえない状況にある。例えば，大規模会計監査役会社は，監査活動とコンサルティング活動について，別々の法人を設立することでこうした規則の要請を満たすことができる。さらに，6年という任期が，失うものの大きさのゆえに，任期更新の時期が近づいた時に，会計監査役の客観性を失わせる恐れがある。

外部監査人の責任および懲戒制度に，両国間のもう一つの共通点を見出すことができる。日本の監査法人とその社員が連帯責任を課せられているのと同様に，フランスの会計監査役会社においても，責任追及の対象となった監査職務を担当した個人である社員との間での連帯責任の原則が適用される。一方，複数の会計監査役が監査を担当している場合には，個別責任の原則が適用される。

また，両国の監査人は，職務遂行の過程で犯したとみなされた過失に起因する損害に対して民事責任を追及される。しかしながら，試査によって実施されざるを得ないという財務諸表（計算書類）監査の性格上，「監査の失敗」の可能性を完全に排除することはできない。すなわち，外部監査人は，職業専門家としての正当な注意を払ってその職務を遂行するという，いわゆる手段債務を負っているに過ぎないと認識されなければならないのである。

フランスの会計監査役は，情報の真実性を直接損なった場合（虚偽証明の罪），情報の伝達にかかわる規則に反した場合（フランスにおいては，共和国検事（procureur de la République）への違法事実の告発を回避したことに対する，わが国には見られない特有な責任追及が存在する），また，経営者の犯罪行為に加担した場合には，刑事上の処罰を受ける可能性がある。単純な虚偽証明とは異なり，例えば，経営者が違法な行為を行うのを承知の上でこれを幇助した場合，会計監査役は共犯としての責任を追及されることになる。監査人の虚偽証明に対する責任追及に関しては，わが国においても同様である。

さらに，フランスの会計監査役は，あらゆる法令および職業規則違反，すべての重大な過失，そして職業上の行為であるか否かにかかわらず，専門職業の誠実性あるいは名誉を損なう行為等があった場合には，これに対してその責任が追及されることになる。これは，罪刑法定主義に基づく刑法上の罪の定義を超えるものである。したがって，懲戒処分について判断を下す者は，職業倫理規則だけに基づいて，独自に事実を評定することになる。また，その評定に当たって

は，刑事あるいは民事上の過失が存在しないということの証明によって拘束されない。わが国における公認会計士の懲戒処分については，明瞭性において，やや不十分な点が存在するようにも思われる。なお，両国とも，懲戒処分には戒告から登録の抹消までがある。

フランスでは，1985年7月3日付デクレの規定に基づき，証券取引委員会（Commission des Opérations de Bourse；COB）とCNCCの間で成立した基本協定によって，資本公募会社（société faisant appel public à l'épargne）の「全国活動調査」（Examen National d'Activité；ENA）と呼ばれる，監査の品質調査制度が設けられている。各企業の計算書類は，上場企業については少なくとも6年に一度，定期的にそれを監査した会計監査役とは別の会計監査役によって調査されることになっているのである[5]。これらの調査制度の目的は，会計規則の適切な適用，企業によって作成された会計情報の信頼性，ならびに職業基準に照らした会計監査役の業務の質を検査することにある。基本協定はまた，監査人の独立性にかかわるあらゆる問題に見解を述べるために，1999年に創設された独立性倫理委員会（Comité de la Déontologie de l'Indépendance）の諮問機関的役割にも触れている。

このような外部監査人の業務を検査する仕組みは，とくにアメリカやイギリスのような他の諸国にも存在する（Soltani, 2001）。日本では，JICPAによる監査法人の業務についての定期的なレビューが，1999年に導入された。2001年までに，すべての監査法人がレビューを受け，その結果がJICAPの機関誌（『JICPAジャーナル』）において公表されている。6人からなる委員会によって実施されるこの定期的レビューは，監査法人の監査手続，その組織，欠格事由の遵守状況，監査法人自身による監査の品質管理手続等について実施される。今後，各監査法人は，3年ごとにこのレビューを受けることになろう。さらに，重大な問題が存在する場合には，金融庁が検査を実施する。

フランスでは，上場企業に関して，証券規制当局が一般投資家に伝達される情報の質，したがって，外部監査人によって行われる監査業務の質の検査に関与している。とくに，COBは，適当と判断する場合に，資本公募企業の会計監査役に対してあらゆる所見を述べることができるし，企業が提案する会計監査役の候補者について留保意見を表明する権限を有している。COBはまた，CNCCの懲戒機関に提訴をすることもできる。わが国では，証券規制当局が上場企業によって作成される情報の検査を行う。しかしながら，わが国には，フランスのCOBやアメリカのSECのような独立した証券監督機関は存在していない。また，公認会計士の業務等については金融庁がその監督に当たっているが，それ自身が監査人の選任について公式に影響力を行使することはない。

最後に，監査人の解任に関しては，フランスの仕組みは最も独自性の強いものであるように思われる。解任の訴えは様々な者（株主，企業委員会，COBなど）によって提起されることができるが，決定は司法によってなされる。したがって，最大限の客観性が確保されているはずである。このことは，会計監査役が，単に株主の利益のためだけではなく，より一般的な利益を考慮して行動するべきであるという，フランスにおける外部監査の役割に関する考え方をよく表しているように思われる。

＜表1＞は，外部監査人の選任方法や独立性等，職務の実施条件に関して，日仏両国における主要な共通点と相違点を要約したものである。なお，その他の先進諸国における事情を適宜記載することによって，わが国およびフランスとの共通点ないし相違点を照合することができる

5）1999年から2000年に実施された全国活動調査は，調査対象とされた上場企業の監査調書121の92%について，外部監査人の監査業務は適切に実施されていたと結論づけている（La Tribune, 2000年10月24日付）。

ように配慮した。

2.2. 外部監査人の職務内容

日仏両国において，外部監査人は，財務諸表（計算書類）が法令および会計基準に準拠して作成され，会計期間における経営成績，ならびに決算期末における企業の財政状態等を適正に表示している旨の意見を表明することを主たる職務としている。

フランスの会計監査役は，取締役会（または執行役会）の経営報告書ならびに株主に送付される書類に記載されている情報の真実性と，そ

＜表１＞ 外部監査人の職務の実施条件に関する日仏比較

	職務の実施条件	フランス	日　本	その他諸国
共通点	選　任	経営者の提案に基づいて，株主総会によって選任される		ベルギー：経営者によって選ばれた監査人の名前が，株主総会に提案される前に，企業評議会に付議されなければならない
	任　期	６年，再任可能，しばしば再任される	１年，再任可能で大半が再任される	-アメリカ，イギリス，ドイツ：１年 -ベルギー：３年 -オランダ：不定期
	報　酬	報酬規定が存在するが，基本的に監査人とクライアント間の自由交渉に任されている		
	外部監査人としての職務にかかわる個別欠格事由	-被監査企業の経営者（支配人，取締役） -被監査企業の出資者 -被監査企業から監査以外の業務によって報酬を得ている（または配偶者が報酬を得ている）者	-被監査企業の経営者 -被監査企業から監査以外の業務によって報酬を得ている（または配偶者が報酬を得ている）者	ベルギーおよび英国：法定監査ならびにその他の業務によって受け取った報酬の全面的公開
相違点	外部監査人の職務にかかわる一般欠格事由	-会計監査役の独立性を損なう恐れのあるすべての活動 -すべての給与受給者としての雇用（教育関係を除く） -すべての商事活動（直接または間接）	商事活動は禁じられていない	ベルギー：フランスと同様。その他諸国（オランダ，イギリスなど）は，逆に，監査人の独立性を侵害しないことという条件をつけながらも，これらの業務を兼ねることを認めている EU(1998)は，こうしたサービスの提供を制限するよう提案している
	職務に関する欠格事由	専門会計士の職と会計監査役の職は区別されている。さらに，会計監査役は，被監査企業において，専門会計士としての業務を行うことはできない	公認会計士としての職と外部監査人としての職は，必ずしも明確には区別されていない。	アングロ・サクソン諸国では，同一企業における職務が両立するが，ドイツでは両立しない
		CNCCは，会計監査役として選任されている企業に対して，同一会計監査役会社グループが提供できる税務，法律および情報領域のサービスを制限している	監査法人は，税務業務を行うことができないが，その他の業務についてはとくに制限はない	ベルギー：フランスの状況に近い
		同一の会計監査役会社が，単一のクライアントに売上高のあまりにも大きな部分を依存することはできない	このような制限はとくにない	イギリスおよびドイツは，監査人またはアカウンティング・ファームの収入全体に占める，同一クライアントからの報酬部分の上限を数量化している

れらの情報と年度計算書類との合致をも検証することになっている。また，会計監査役は，株主間の平等が保たれていることも確かめなければならない。さらに，会計監査役は，例えば資産の評価方法についての変更を株主総会に報告する必要がある。日本の監査人は，新『監査基準』によって，「正当な理由による会計方針の変更」ならびに「監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違」について，説明または強調することが適当と判断した場合には，監査意見とは明確に区別した上で，監査報告書において「追記情報」として記載することになった。また，商法特例法上の会計監査人は，会計方針の変更があった場合には，それが正当なものであるか否か，ならびにその理由を監査報告書に記載する必要がある。

外部監査人の監査報告書は，日仏いずれにおいても企業の決算書類に添付され，広く一般に公表される。いずれの監査報告書も，様式および内容はほぼ完全に標準化されている。

フランスの監査報告書は，1996年以来，IFACによって提示された様式を採用している。この様式によれば，報告書の導入部分において，年度計算書類の作成については経営者が責任を負い，監査人は年度計算書類に対する意見の表明にかかわる責任を負うものであること（いわゆる「二重責任」の原則）を明記することが義務づけられている。次いで，新たに追加されたパラグラフにおいては，監査職務の目的および性格についての記述がなされる。とくに，監査が正確性を証明するものではなく，「合理的な保証」を提供するに過ぎないということが強調されている。これによって，監査報告書の利用者に対して，監査がすべてのデータを調査するものではなく，監査意見が，試査に基づく職業的専門家としての判断の結果であるということを示唆しているのである。最後に，新しい監査報告書様式においては，監査意見の後，それとは明確に区別した上で，利用者に対する注意喚起情報を記載できることになっている。こうした監査報告書様式の改訂は，一般大衆の期待と監査人による実際の職務との間に存在する認識の食い違いである，いわゆる「期待ギャップ」の縮小を狙いとしたものである。ただし，こうした狙いは必ずしも成功していないという，少々憂慮すべき研究結果が報告されていることを指摘しておく必要があろう（Gonthier, 2001）。

これに対して，わが国においては，これとは異なる独自のより短文の報告書が用いられてきた。しかしながら，この度の『監査基準』の改訂にともなって，監査報告書の様式についても，2003年３月期決算にかかわる監査から新しい様式が用いられる。これによって，わが国においても，いわゆる「二重責任」の原則についての記載，監査の目的や性格などについてのより詳しい説明を含むIFAC様式が採用されることになる。上述したとおり，監査人が適切と判断した事項の説明や強調によって，監査報告書の利用者に対して注意を促すための情報が追記されるのも，フランスの場合と同様である。

監査報告書がいつ公表されるかは，利用者にとっての有用性を決定づける一つの要素である。フランスの会計監査役の監査報告書は，株主に周知させるために，株主総会開催日の二週間前までに，本社または企業の経営執行部の所在地において公表されなければならない。わが国でも，商法特例法に基づく会計監査人監査の監査報告書は，株主総会開催前に公表されなければならないという点ではフランスの場合と同様である。しかしながら，証券取引法上の財務諸表監査にかかわる監査報告書は，株主総会の終了後に公表されるに過ぎない。これら二つの監査が同時に実施されている企業においては，株主総会の前後二回，それぞれの監査を担当する外部監査人（通常は，同一公認会計士または監査法人が担当する）によって，実質的には同じ結論を伝えるものでありながら，それぞれの法の要請にしたがって形式を異にする，二つの監査報告書が公表されることになるのである。

このように，日仏両国の外部監査人の職務に関しては，基本的な事項について共通点を認めることができる。しかしながら，他方で，両国間にはいくつかの相違点も存在する。それらのうちでも，フランスの会計監査役の職務における極めて特徴的なものとして，「警告手続」(procédure d'alerte) と「違法行為の告発」(révélation des fait délictueux) をあげることができるであろう。

蟹江 (2001) が詳述しているように，フランスの監査基準においては，いわゆるゴーイング・コンサーン問題に対して，年度計算書類の監査の枠内ですでに国際的な動向を反映した対応がなされている。そして，その延長線上に位置づけられる会計監査役の職務として，「警告手続」が存在するのである。

フランスでは，第一次石油ショック後の企業倒産の増加という状況下で，企業の経営難を予防することを目的として，1984年3月1日付法律（1994年6月10日付法律によって一部改正）によって，会計監査役が，経営状態の悪化に関して被監査企業に警告を発するという制度を創設した。これが，フランスの会計監査役に与えられた，「警告手続」という一つの特徴的な職務である。

フランスの立法者は，会計監査役が，その日常的な職務の枠内で，企業の経営状態について最もよく知り得る立場にいると考えた。そしてまた，特定の状況によってもたらされる結果のすべてを認識し得ない経営者に対して，会計監査役が注意を喚起することが望ましいと考えたのである[6]。警告手続は漸進的な性格をもっている。というのは，会計監査役は，はじめに経営者に対して警告を行い，次に被監査企業の経営機関と商事裁判所長に，そして最後に株主総会ならびに再度商事裁判所長に対して順次警告を行っていくからである。警告手続は4つの段階を経て行われるものであり，各段階において提示される経営者または経営機関による経営再建計画等が会計監査役にとって満足できるものでない場合に，次の段階へと手続が進められるのである。したがって，もし，経営者または経営機関によって検討された再建計画等が十分かつ満足できるものであると判断された場合には，この手続は最終段階に至る前に終了することもあり得ることになる。

わが国では，1990年代に，上場企業の倒産が相次いだにもかかわらず，企業の経営難を予防することを目的とした制度は設けられていない。企業倒産の予防という観点よりも，むしろ民事再生法の制定や会社更生法改正の検討などに見られるように，実質的に経営破綻した企業を，株主，債権者そして従業員等の犠牲の下で再生させるという道が指向されているように思われる。

一方，外部監査人たる公認会計士による財務諸表監査の枠内におけるゴーイング・コンサーン問題については，新『監査基準』において国際的な動向を反映した明確な対応が示されることとなった。それによれば，監査人は，被監査企業の経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえた上で，継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無，合理的な期間（少なくとも決算日から1年間）について経営者が行った評価，当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応および経営計画について検討することになる。

そして，その結果として，継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し，それらの解消や大幅な改善に重要な不確実性が残るため，継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には，監査人は，それにかかわる事項が財務諸表に適切に開示されていれば無限定適

6）経営上の意思決定は経営者の領域であり，全面的な経営者の責任である。会計監査役がそれに取って代わるべきではないし，その策定に関与したりあるいはそれを承認したりまたは承認させたりすべきでもない。会計監査役は，ある時点において，経営の継続性という観点から経営意思決定の会計的および財務的影響を評価させるに過ぎない。

正意見を表明した上で，当該疑義について投資家に注意喚起するために，監査報告書に追記情報を記載しなければならない。反対に，状況を改善するための対策が適切に開示されていない場合には，監査人は，除外事項を付した限定付適正意見または不適正意見を表明することになる。また，経営者が継続企業の前提について適切な評価を行わず，合理的な経営計画等が提示されない場合には，監査範囲にかかわる制約に相当するものとして，除外事項を付した限定付適正意見を表明するかまたは意見を表明しないという措置をとることになる。

こうした新『監査基準』の対応は，基本的に国際的な動向を反映したものであり，近年，わが国の監査報告書に「警句」の付記を要求していた，いわゆる「レジェンド」問題は解消の方向に向かうものと思われる。ただし，この措置は，あくまでも「企業の事業継続能力に関わる情報の財務諸表における適切な開示を促す」（新『監査基準』前文６（２））ことを意図したものであり，財務諸表に対する意見表明にのみ関連づけられるものである。したがって，わが国の監査人は，フランスの会計監査役のように，被監査企業の経営危機について経営者や経営機関，ましてや司法に対して警告を発するという役割を課されてはいないという点に留意すべきである。

いわゆる企業不正の発見ないし摘発に関しては，日仏間に際立った違いが見られる。

フランスでは，会計監査役は，発見した不正や誤謬を経営者や株主総会に報告しなければならないだけでなく，職務の過程で発見した違法行為を（それが経営者によるものであるか，あるいは従業員によるものであるかを問わず）共和国検事に告発する義務を課せられている。こうした違法行為の告発を行わなかった場合，会計監査役は，虚偽の情報を証明または伝達したのと同じ罪を犯したものとして刑事処罰されることになる。会計監査役が告発をしなかった場合に罪に問われる恐れのある違法行為には様々なものがある。すなわち，会計記録または年度計算書類の不備，不正確な勘定表示，会社財産の横領，年次株主総会の非開催または虚偽開催，臨時株主総会の非招集または会社資本を重大に損なう損失の認識後における非公表などである。

日本では，商法特例法上の会計監査人に対して，職務の過程で発見した取締役の違法行為を監査役会に報告する義務が課せられている。

新『監査基準』では，監査人による不正等への対応が強化された。すなわち，監査人は，財務諸表における重要な虚偽の表示の原因となる不正または誤謬について特段の注意を払うとともに，監査の過程で不正等を発見した場合には，経営者に適切な対応を求めるとともに，財務諸表への影響を評価することを要求されることになったのである。

他方，違法行為については，その発見は監査人の責任に帰せられるものではなく，また，専門的な法律判断を必要とするものであるが，財務諸表における重要な虚偽の表示につながる恐れのある場合には，不正等の発見時に準じた対応をとるものとされている。しかしながら，監査人に対して，フランスのような違法行為の司法当局への告発という義務は課せられていない。

＜表２＞は，フランスと日本における外部監査人の職務内容を特徴づけている最も顕著な主要な共通点および相違点を要約したものである。

フランスと日本の監査基準等についての概要比較によって，フランスの制度の方が，外部監査人に対してより多くのことを要求しているのがわかるだろう。フランスの外部監査制度は，日本の制度よりも対象企業の範囲が広くなっている。また，会計監査役の候補者として登録されている者のほとんどが資格を有する専門会計士としての職務と，外部監査人である会計監査役としての法定監査職務が厳格に区別されている。さらに，会計監査役に対して企業の経営難の予防について明確な役割を与え，違法行為の告発という非常に特徴的な職務をも課している。もっとも，こうしたやや特殊な職務は，今日の

＜表２＞外部監査人による職務の性質に関する日仏比較

	職務の性格	フランス	日　本	その多諸国
共通点	監査報告書	毎期，計算書類に添付され，一般に公表される		大半の国で同様
		様式および内容が高度に標準化されている		大半の国で同様
		説明または注意喚起情報を付加することができる		ドイツを除く大半の国で同様
相違点	企業の経営難の予防	-内部警告：1984年以来，警告手続（経営者，次いで，必要なら取締役会，場合によっては，警告手続特別報告書の作成と株主総会への提出）	このような手続は存在しない	-ドイツ：企業の経営危機につながるような事項を経営者に報告する -ベルギー：監視の義務を負う
		-外部警告：1995年以来，警告手続の第２および第４段階において，会計監査役は商事裁判所長に報告しなければならない	このような手続は存在しない	オランダ：監査人は，裁判所に報告し，それによって調査を命じられる
	違法行為	会計監査役は，企業の財務状況に影響を及ぼす可能性のある違法行為を検事に告発しなければならない	外部監査人は,監査役会に対して違法行為を報告しなければならない	

監査理論に照らせば,「監査職務」の枠を越えたところに位置づけられるべきものであろう（蟹江, 2001)。

一方，日本の監査制度は，この度の『監査基準』の改訂によって，不正等およびゴーイング・コンサーン問題への対応，ならびに監査報告書の様式等を含めて，一応形式的には国際的なレベルに到達したということができよう。今後，実務における実質的な水準が問われることになる。

本節で明らかになった法令および職業基準にかかわる日仏両国間における差異は，フランスにおける外部監査が大きな信頼を得ているにもかかわらず，日本のそれがやや辛辣な批判を受けていることを説明するには十分でないように思われる。その上，こうした批判は，ゴーイング・コンサーン問題を除いて，必ずしも制度それ自体に向けられているわけではない。それは，しばしば実践的枠組み，とくに伝統的な巨大グループに属する企業間の関係，ならびに，近年その影響力の低下が指摘されるようになっているとはいえ，グループ企業を支配する銀行に向けられているのである。これが，外部監査人の監視機能を低下させてきたとの認識がなされているのである。

3. 外部監査に対するガバナンス形態の影響：実践的コンテクスト

エージェンシー理論によれば，外部監査人の役割は，コーポレート・ガバナンスにかかわる議論の枠内で根本的に変化し，経営者に対するコントロールの問題という視点から評価されることとなった。ところで，われわれは，コーポレート・ガバナンスに関して，アングロ・サクソンモデルと日本モデルを対置することができるだろう(Aoki&Patrick, 1994 ; Sheard, 1998)。アングロ・サクソンモデルは，金融市場による企業の直接的なコントロールを前提としているのに対して，日本モデルは企業のコントロールを「メイン・バンク」に委ねていると考えられている。日本では，銀行が，顧客企業を取り巻く環境要因全体に対して精神的・法的保証人という地位を確立した。この時，最も広い意味で顧客のコントロール責任を担ったのがいわゆるメイン・バンクである（Aoki& Patrick, 1994 ; Sheard, 1998)。こうしたコンテクストにおいて，外部監査人の役割は，企業の取締役会の役

割と同様，限られたものとなったのであろう。

3.1. 実践的コンテクスト：フランスのケース

フランスでは，1981年に実施された主要企業の国有化の後，1986年から始められた民営化において取られた特殊な方式が，少なくとも一時期，金融市場による厳格なコントロールから巨大企業を保護するという効果をもつことになった。民営化のプロセスは，多くの場合，株主と企業の資本を安定化する交差的資本参加による「堅い核」（noyau dur）の形成を伴っていた（Morin&Dupuy, 1993；Blancel, 1997）。過去20年間は，フランスの巨大企業のガバナンスに関して，間違いなく豊富な教材を提供する特殊な時代であったといえよう。このことは，グループの再編あるいはとくにリストラクチャリングに際して，民営化された企業がその資本を公開し，そしてこうした保護を放棄しなければならなかったということを意味するのである。

外国投資家からの圧力の下，フランスにおけるコーポレート・ガバナンスは，徐々にアングロ・サクソンモデルに近づいている。フランス経営者全国評議会（CNPF）によって1995年に公表されたレポート（当時のソシエテ・ジェネラル会長の名前にちなんで，「Vientoレポート」と呼ばれている）によれば，大企業において監査委員会（comité d'audit）の設置が増加している。2001年の調査では，証券指標の一つであるCAC40を構成する上場企業の90%が監査委員会を設置している。この割合は，2000年には80%であった。もう一つの証券指標SBF250に含まれる上場企業についての同じく2001年における比率は，前年が30%であったのに対して40%であった（La Tribune, 2001年11月16日付）。こうした委員会は，とくに，会計情報の質を監視することを職務とし，会計監査役の任命プロセスにおいて積極的な役割を演じるであろう。それは，取締役，財務担当役員ならびに会計監査役の間での直接的な対話の機会を設け，監査機能を効果的に強化することを可能にする。

しかしながら，Peyrelevade（1999）が強調しているように，フランスの企業においては，経営執行権限と監督権限の分離が高い水準で行われてはいない。すなわち，伝統的な株式会社では，商法の第225−51条[7]が明確に規定しているように，社長がこれら二つの権限を担っている。これに対して，その他の先進諸国では，これらの二つの責任は，法的義務として（ドイツ，オランダ），あるいは規制機関が提示した勧告によって（イギリスにおける1992年のキャドベリー報告書，アメリカにおける連邦取締役協会），あるいはまた伝統によって区別されている。

フランスでは，これらの権限を分離した株式会社の形態である執行役会・監査役会制株式会社が導入されたが，今日，上場会社でこの形態を採用しているのはわずか3%に過ぎない。しかしながら，2001年5月15日付の新経済調整（NRE）法は，取締役会会長とCEOとの職務を分離するか否かを選択できるように，一定期間（例えば，上場株式会社については，18ヶ月）内に定款を変更することを命じている。フランスのケースが，コーポレート・ガバナンスのアングロ・サクソンモデルと区別され続けるかどうかを評価するためには，この点に関する取締役会の選択を研究する必要があろう。

なお，フランスにおいては，監査委員会のほかに報酬委員会（comité de rémunération）を設置する株式会社が見られるが，わが国におけるこの度の商法改正で導入された指名委員会については，そもそも概念自体が存在していないようである。

また，新経済調整法は，少数株主の権利を強化している。したがって，少数株主は，監査人の忌避をより容易に要求することができるであろう。この規定は，監査契約の更新を健全なコー

7）この条文によれば，「取締役会会長は，その責任の下で会社の全般的職務執行を行う。CEOは，第三者との関係において会社を代表する。」

ポレート・ガバナンスのための一つの手段とするのに役立つであろう。

外部監査に関しては，国有化／民営化という出来事は，大した影響をもたなかったように思われる。それは，おそらく，2.1で指摘したように，フランスにおける外部監査の範囲が非常に広いということに起因するであろう。外部監査は，大半が国有化，そしてそれに続く民営化に直接関係のなかった多くの商事会社に適用されている。逆に，フランスにおけるガバナンスモデルのアングロ・サクソンモデルへの相対的な収斂は，1996年に首相によって命じられたMariniレポートにしたがって実施された，外部監査人の独立性の強化から読み取ることができるに違いない。それは，とくに，子会社の会計監査役に対して，ならびに監査委員会のメンバーに対して，職業上の守秘義務を免除するものである(Bancel, 1997)。

今日，会計監査役に対しては，定款に定められている監督機関，すなわち取締役会，監査役会，ならびにもし設置されていれば監査委員会との協力および相互作用が期待されている。このように，会計監査役は，奉仕する対象が経営機関だけではなく，利害関係者全体であるということが認識されなければならないであろう。

3.2. 実践的コンテクスト：日本のケース

次に，独自のガバナンス方式を導くことになった（Aoki, 1988, 1994）とされる，日本の実践的枠組みの特殊性とは何かについて見ることにしよう。高度経済成長期（50年代から80年代）における巨大な資金需要を満たすために，そして，日本のGATTおよびOECD加盟後の敵対的買収の危険から逃れるために，日本の主要企業はいずれかの国内大手銀行との特権的な関係を築き上げてきた[8]。この銀行は，その時，当該企業にとっての主要取引銀行，いわゆる「メイン・バンク」となったのである。

メイン・バンクは，伝統的に企業の活動資金の調達において重要な役割を演じている。メイン・バンクは主要な資金供給者であり，いくつかの金融機関を含む資金調達取引を調整するという役割を担っている。メイン・バンクはさらに，暗黙裡に企業のコントロールを担うある種の代理人という意味で，その他の債権者および株主に精神的な担保を提供しているのである[9]。メイン・バンクは，実際，自らまたは他の金融機関等の助けを借りて，貸し手全体の代理人としてコントロールを行う位置にある。Aoki (1994) で詳しく議論されているように，これらの貸し手，とくにその他の銀行などの金融機関は，メイン・バンクが，顧客企業の投資案件を詳細に評価すること（事前コントロール），そして融資が成立した場合に，資金の効率的な活用を継続的に保証し，さらには経営難に陥った場合に介入すること（事後的コントロール）を期待している。実際，第一次石油ショック後の，住友銀行によるマツダ自動車の華々しい再建のケース（Pascale&Rohlen, 1983），あるいはSheard (1994) による42のケース・スタディが示すように，メイン・バンクが，経営難に陥った顧客企業の再建を請け負うために，取締役を派遣するということが日常的に行われている。

メイン・バンクは顧客企業の大株主でもあるだけに，それをコントロールするのにとくに都合のよい位置にある。メイン・バンクは，日本の人的資源管理に特有の実務である，銀行がキャリアの終わりに転任させる従業員はいうに及ばず，しばしば取締役あるいは監査役のポストを獲得する（Aoki, 1994, p.15)。したがって，代理コントロールは，機会主義的行動のリスク

8）こうした銀行は多角的企業グループの枠内だけではないが，とくにこうした枠内で日本経済を支配する非常に様々な活動からなる，まさしく企業星雲とでもいうべきものを形成している（Figuiere, 1992; Jaussaud, 1998)。

9）この代理は暗黙のものであるから，いわゆる契約事項としてよりもむしろ慣習的経済事項として分析できるであろう。

が排除される限りにおいて，企業の利害関係者全体同様，各貸し手にとってもとくに効果的であるということがわかる。

第二次大戦から80年代半ばにかけて，日本銀行および当時の大蔵省によって強力に骨格が形成され，大銀行はこのコントロール使命をよく果たして来たように思われるし，大銀行は，とくに経営難に陥った企業の再建を支援するに際して，その責任を引き受けてきたように思われる。評判にかかわるコスト，その他の貸し手の反応，監督当局の反応（強度に規制された状況下では，多くの許認可が，例えば新規営業拠点の開設に当たって，絶えず要求される）が，機会主義的行動を抑止するのに十分であったように思われる（Aoki, 1994 ; Sheard, 1994)。

このように，90年代までは，銀行が，自らメイン・バンクとなっている企業のコントロールについて，大きな責任を負っていたと見られる。そして，銀行は，実際にこうした責任を果たしてきたのである。その結果，企業の関係者は，外部監査人によるコントロールに注意を払ってこなかったし，それに多くを求めなかったと見ることができるのである。このことが，別の状況下で，より大きな注意を払うこと，そして場合によっては，その当時，監視およびコントロール活動において絶対と考えられる当局の立場に反することになる意見の表明を回避させてきたのである。

80年代半ばに始まった規制緩和，さらには90年代における経済の停滞という状況下において，逆に，別の形で問題が発生してくることになった。銀行は，自らの機能の一部が金融市場に取って代わられるのを懸念して，監視の目を緩め，とくに不動産に対する投機的な活動に資金を提供した。90年代はじめの金融危機は，不良債権の急増を引き起こし，そしてコントロールに対する信頼性を著しく低下させてしまった。経済成長の停滞という状況下において，倒産企業数が急増し，それまで隠されていたいくつかの慣行，とくに闇社会による企業に対する脅迫的行為が白日の下に晒されることになったのである（Kanie, 1998a ; Jaussaud, 1998)。今，日本は，取締役会および外部監査という，普遍的なコントロール手段の強化を迫られていることは明らかであるように思われる。日本における外国人投資家，とくにアングロ・サクソン系年金資金の占める割合の増加が，こうした国際的標準化を促しているのである。

むすび

本稿において展開したフランスと日本における外部監査の比較研究は，法的枠組みのレベルならびに実践的枠組みのレベルにおいて，両国の監査制度間に重要な差異があることを示唆している。例えば，日本においては外部監査の範囲はかなり限定されているし，公認会計士としての職務と外部監査人としてのそれは明確には区別されていない。さらに，日本には，今日，企業の経営難を防止するための警告手続は存在しない（もっとも，先にも触れたように，この点については，監査制度とのかかわりに関するより一層の検討が必要であると考えられるが)。実践的観点から，メイン・バンクによる企業のコントロールに関する暗黙の代理という慣行は，外部監査人の職務を弱める可能性があるともいえよう。

90年代はじめからの経済成長の長期停滞は，日本における外部監査の脆弱さを露呈させた。そしてまた，それを改善する必要性を真に認識させることとなったのである。企業は，過去数十年間と比較して，経営基盤がかなり脆弱化している。そして，実践的枠組みについては，資金調達に関連して，銀行の特権的地位に関して変化が生じてきている。

わが国におけるこの度の商法の改正は，企業の取締役会の権限を回復させることを意図している。したがって，外部監査人の職務により一層の重みを与えることになろう。外部監査人は，被監査企業の経営難について投資家に警告を発

することに対して，徐々に躊躇いを捨てるようになってきているのである（日経インタラクティブ，2001年7月24日付）。そしてまた，ソニー等に続いて，独立した社外取締役を選任する企業が増加しているのである。

一方，フランスは，会計監査役に真の社会的職務を付与した。80年代以来，警告手続の創設によって，立法者は雇用および経済にとって好ましくない過剰な法的清算の宣告が回避されることを期待している。他方，90年代には，プロフェッションは，期待ギャップ解消の必要性，ならびに外部監査人の独立性の強化を強調している。プロフェッションは，とくに，欠格事由を追加し，倫理規則を作成し，そして1999年には独立性倫理委員会を設置した。これらと平行して，監査人の独立性と職業上の義務が，コーポレート・ガバナンスにかかわる有効な規則の適用によってしか望ましいものとはなりえないということを認識したのである。

今日，一般大衆には，別の期待がはっきりとしてきているように思われる。それは，近い将来において深い議論がなされるであろう環境問題に対してである。実際，計算書類およびアニュアル・レポートにおける環境的観点が，EU委員会の勧告の対象となったばかりである。加盟国は，2002年5月31日以後に始まる会計期間について，この勧告の適用を監視しなければならない。さらに，監査人に対して，新しい国際労働基準が，違法行為の告発義務に加えて，企業内における詐欺的行為の危険性に注意する義務を課すことになった。この時，これらの新しい規定が，外部監査人の職務，ならびにコーポレート・ガバナンスにおけるその役割にどのような影響を及ぼすのかが，今後検討されるべき問題となるであろう。

参考文献

（日本語文献）

蟹江章（1997a）「監査役監査の存在意義」『JICPAジャーナル』第9巻4号

――（1997b）「監査役，事件解明に責任」『日本経済新聞』（経済教室）5月19日付朝刊

――（2000）「わが国の監査基準および監査慣行に関する一考察」『経済学研究』（北海道大学）第50巻第3号，pp. 67-77

――（2001）『現代監査の理論－フランス監査制度に関する研究－』（森山書店）

河合秀敏（編著）(1997)『監査の社会的役割』中央経済社

斎藤静樹（1999）「会計基準の改革と時価会計のあり方」『企業会計』第51巻第13号

白鳥栄一（1998）『国際会計基準：なぜ，日本の企業会計はだめなのか』日経BP社

平松一夫（1999）「『IASCの将来像』とわが国の会計基準設定機関」『企業会計』第51巻第7号1999年

森本滋，川濱昇，前田雅弘（編）（1997）『企業の健全性確保と取締役の責任』有斐閣

若杉明（2000）「わが国会計制度の健全化に向けて」『企業会計』第52巻第4号

（外国語文献）

ACKERLOF G., (1970), "The Market for Lemons: Quality Uncertainty and the Market Mechanism", *Quarterly Journal of Economics,* Vol. 85, August

AICPA, (1991), *Code of Ethics*

ALCHIAN A.A., DEMSETZ H., (1972), "Production, Information Costs and Economic Organization", *American Economic Review,* pp. 777-795

AOKI M., (1988), *Information, Incentives, and Bargaining in the Japanese Economy,* Cambridge University Press

AOKI M., PATRICK H. Editors., (1994), *The Japanese Main Bank System,* Clarendon Press, Oxford university Press

ASHTON R.A., WILLINGHAM J.J., ELLIOTT R.K., (1987), "An Empirical Analysis of Audit Delay", *Journal of Accounting Research,* vol. 25, 2, Autumn, pp. 275-292

BALACHANDRAN B, NAGARAYAN N., (1987), "Imperfect Information, Insurance, and Auditors' Legal Liability", *Contemporary Accounting*

Research, vol. 3, n° 2, pp. 281-301

BANCEL F.,(1997), *La Gouvernance des Entreprises,* Economica

BERTIN E., (1999), "La valeur informationnelle de l'avis du commissaire aux comptes sur la continuité de lèxploitation", *Thèse de Doctorat,* Université Montesquieu-Bordeaux IV

BERTIN E., (2000),"L'auditeur légal et la continuité de lèxploitation en Europe-de làpproche theorique à lànalyse comparée", *communication aux XVèmes Journées des IAE,* Bayonne-Biarritz, septembre

BROYE G., (1998), "Choix d'un auditeur externe de qualité différenciée et évaluation des titres à l'émission", *Thèse de Doctorat,* Dijon

CAMPANA M. J., (1998), " Indépendance et responsabilité des commisaires aux comptes en Europe", *Revue francaise de comptabilité,* septembre, pp. 49-55

CHAN D., PAE S., (1996), "The Economic Consequences of Alternative Auditors Liabiity and Legal Cost Allocation Rules : An Equilibrium Analysis", *Working Paper,* Univerity of British Columbia

CITRON D., TAFFLER R., (1992), "The Audit Report Under Going Concern Uncertainties: an Empirical Analysis", *Accounting and Business Research,* Autumn, pp. 337-345

CNCC, (1996), *Le commissaire aux comptes et la continuité de l'xploitation, Collection Notes d'information, n°* 8 (2 ème édition), Paris

COB, (2001), *Rapport annuel 1999-2000,* Comité de déontologie de l'indépendance des commissaires aux comptes dans les sociétés faisant appel public à l'épargne

COB, CNCC, sour la direction de LE PORTZ Y., (1992; 1997), *Rapport sur la déontologie des commissaires aux comptes des entreprises cotées*

COHEN JR., (1998), "An Examination of Factors Affecting Audit Practice Development ", *Contemporary Accounting Research,* 4, Winter

COMMISSION EUROPEENNE, (1998), "Communication de la Commission concernant le contrôle légal des comptes dans l'union européenne: la marche à suivre", *JO Communautés européennes,* n° 143, 08-05

CORMIER D., (1991), "L'evaluation du risque dans les missions d'audit externe : l'approche nord-américaine", *Revue francaise de comptabilité,* n° 221, mars, pp. 69-74

CORNELL B., SHAPIRO A.C., (1987), "Corporate Stakeholders and Corporate Finance", *Financial Management, Summer,* pp. 5 -14

DE ANGELO L., (1981a), "Auditor Independance, Low Balling, and Disclosure Regulation ", *Journal of Accounting and Economics,* n° 3, pp. 113-127

DE ANGELO L., (1981b), "Auditor Size and Audit Quality", *Journal of Accountings and Economics,* vol. 3, pp. 183-199

DODWELL, (1996), *Industrial Groupings in Japan,* Dodwell Marketing Consultants, Tokyo

EMMERSON R. M., (1962), " Power-Dependence Relations ", *American Sociological Review,* February, pp. 31-41

EVANS J., (1980), "Optimal Contracts with Costly Conditional Auditing", *Journal of Accounting Research,* Supplement, pp. 108-128

FAMA E., (1980), " Agency Problems and the Theory of the Firm ", *Journal of Political Economy,* vol. 82, n° 2, pp. 288-307

FEE, (1998), *Indépendance et objectivité du contrôleur légal des comptes: corps de principes essentiels pour l'orientation de la profession européenne: premières recommandations,* Bruxelles, FEE

FUKUYAMA, F., (1995), *Trust, The social virtues and the creation of prosperity,* Penguin Books, London

GOLDMAN A., BARLEV B., (1974), "The Auditor-Firm Conflict of Interests. Its Implications for Independence", *The Accounting Review,* October, pp. 707-718

GONTHIER-BESACIER, N., (2001), "Une mesure de l'impact de la reformulation du rapport général des commissaires aux comptes", *Comptabilité-Contôle-Audit,* Tome 7, Vol.1, pp. 161-182

GRANT J., BRICKER R., SHIPTSOVA R., (1996), "Audit Quality and Professional Self-Regulation. A Social Dilemna Perspective and Laboratory Investigation", *Auditing : A Journal of Practice and Theory,* Spring, pp. 142-156

IFAC (1980), *International Recommendation of Ethics 1980,* 0 -7

JAUSSAUD J., (1998), "Les mutations récntes de l'organisation et du management au Japon" *Management et Organisation des Entreprises (Cahiers Français),* n° 287, juillet-septembre

JENSEN M.C., MECKLING W.H., (1976), "Theory of the Firm : Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure", *Journal of Financial Economics,* October, pp. 305-360

KANIE A., (1998a), "Les défaillances du système de contrôle au Japon", *Cahiers CEREGE,* n° 166, Université de Poitiers, avril

KANIE A., (1998b), "La Logique et les Problemes du Système d'Audit du Japon", *Japon in Extenso,* n°. 47-48 (mars-juin), pp.29-35

KATO T., (1989),"Une interprétation de l'indépendance des auditeurs", *Revue française de comptabilité,* octobre, pp. 98-102

KINNEY W., MARTIN R., (1994), "Does Auditing Reduce Bias in Financial Reporting ? A Review of Audit-Related Adjustments Studies ", *Auditing : A Journal of Practice and Theory,* Spring, pp. 151-156

KNAPP M., (1991), "Factos that Audit Committe Members Use as Surrogates for Audit Quality" , *Auditing: A Journal of Practice and Theory,* Spring, pp. 615-637

De LA BRUSLERIE H., (2001), *Finance d'entreprise, Recherches du CREFIB,* Economica

La Tribune, 24/10/2000, "La COB prône un audit plus indépendant"

La Tribune, 16/11/2001, "La gestion des risques développe le gouvernement d'entreprise"

LEE T., STONE M., (1995), "Competence and Independance. The Congenial Twins of Auditing" , *Journal of Business, Finance and Accounting,* December, pp. 1169-1177

LORD A.T., (2001), "The Impact of Commitment and Moral Reasoning on Auditor's Responses to social influence Pressure", *Auditing, Organizations and Society,* April, 3

MORIN F., DUPUY C., (1993), *Le coeur financier europeen,* Economica

MELUMAD N., THOMAN I., (1990), "On Auditors and the Courts in an Adverse Selection Setting" , *Journal of Accounting Research,* Spring, pp. 77-120

MIYASHITA K., & RUSSEL D., (1994), *Keiretsu, inside the hidden Japanese conglomerates,* McGraw-Hill

MONDEN Y., SAKURAI M. (sous la direction de), (1994), *Comptabilité et contrôle de gestion dans les grandes entreprises japonaises,* InterEditions

NAKATANI I., (1988), *The Japanese firm in transition, Asian Productivity Organization,* The Japan Times, Tokyo

NARAYANAN V. G., (1994),"An Analysis of Auditor Liability Rules", *Journal of Accounting Research,* Supplement, pp. 39-59

NG D., (1978), "An Information Economics Analysis of Financial Reporting and External Auditing", *The Accounting Review,* October, pp. 910-920

NG D., STOECKENIUS J., (1979), "Auditing, Incentives and Truthful Reporting", *Journal of Accounting Research,* Supplement, pp. 1 -24

NICHOLS D., PRICE K., (1976), "The Auditor-Firm Conflict. An Analysis Using Concepts of Exchange Theory", *The Accounting Review,* April 1976, pp. 335-346

Nikkei Net Interactive, 17/06/01, "Government panel

seeks rules requiring auditors to warn shaky firms"

Nikkei Net Interactive, 22/06/01, "New going-concern rules to alert investors in troubled firms"

Nikkei Net Interactive, 18/07/2001, "CPA Body to Ban Accountants Holding Shares"

NOBES C., PARKER R., *Comparative International Accounting,* Prentice Hall, 1998, Sixth Edition.

PALMROSE Z., (1988), "An Analysis of Auditor Litigation and Audit Service Quality", *The Accounting Review,* January, p. 55-73

PASCALE & ROHLEN, (1983), "The Mazda Turnaround", *Journal of Japanese Studies,* vol.9, n° 2

PFEFFER J., SALANCIK G., (1978), *The External Control of Organizations,* Harper and Row

PRAT DIT HAURET C., (2000), "L'indépendance du commissaire aux comptes: cadre conceptuel et analyse empirique", *Thèse de Doctorat,* Université Bordeaux IV

ROGERSON W., (1983), "Reputation and Product Quality", *Bell Journal of Economics,* vol. 14, pp. 508-516

ROSS S., (1977), "The Determination of Financial Structure: The Incentive-Signalling Approach", *Bell Journal of Economics,* vol. 8, n° 1, Spring

SHEARD P., (1994), "Main Banks and the Governance of Financial Distress", in AOKI & PATRICK, (1994)

SHEARD P., (1998), "Japanese Corporate Governance in Comparative Perspective", *Journal of Japanese Trade and Industry, vol. 17,* n° 1, January/February, pp. 7-11

SHOCKLEY R., (1981), "Perceptions of Auditors' Independence : An Empirical Analysis", *The Accounting Review,* October, pp. 785-800

SHOCKLEY R., HOLT R., (1983), "A Behavioral Investigation of Supplier Differentiation in the market for Audit Services", *Journal of Accounting Research,* Autumn, pp. 545-564

SOLTANI B., (1996), *Le commissaire aux comptes et le marche financier: Etudes empiriques du rôle informationnel de l'auditeur légal,* Economica, Paris

SOLTANI B., (2001), "Le marche financier et le contrôle de qualité de l'audit externe : une étude comparative", in De LA BRUSLERIE H., (2001)

SPENCE M., (1974), "Competitive and Optimal Responses to Signals : an Analysis of Efficiency and Distribution", *Journal of Economic Theory,* vol. 7, pp. 296-332

WALLACE W., (1989), "Are Audit Fees Sufficiently Risk Adjusted ?", *Advances in Accounting,* Supplement 1, pp. 3-38

WATTS R., ZIMMERMAN J., (1981), "Auditors and Determination of Accounting Standards", *Working Paper,* University of Rochester, August

WATTS R., ZIMMERMANN J., (1983), "Agency Problems, Auditing and the Theory of the Firm: Some Evidence", *Journal of Law and Economics,* October, pp. 613-633

WATTS R., ZMMERMAN J., (1986), *Positive Accounting Theory,* Prenctice Hall International Ed

WILLIAMSON O. E., (1985), *The Economic Institutions of Capitalism,* The Free Press

WILSON R., (1983), "Auditing Perspective from Multi-Person Decision Theory", *The Accounting Review,* April, pp. 305-318

[付記]本稿は，「フランス会計学会」(Association Francophone de Comptabilité) の機関誌*Comptabilité-Contrôle-Audit* (Numéro Spécial, 2002) に掲載された，Bertin, Jaussaudおよび蟹江の共著論文 "Audit Légal et Gouvernance de l'Entreprise, une Commparaison France/Japon" の翻訳をもとにして，この度の『監査基準』の改訂や商法改正など，とくに同論文提出・公刊後におけるわが国の新たな展開を考慮して，蟹江が大幅

な加筆を施したものである。なお，本論文における蟹江の関与部分については，平成13・14年度文部科学省科学研究費補助金（萌芽研究：課題番号13873016）に基づく研究成果の一部が含まれている。